

セーフティネット5号認定チェック表

令和8年3月

迅速な認定書発行のため、確実なチェックをお願いいたします。（判断に迷う場合は事前にお問合せください。）
 （問い合わせ先：岡崎市商工労政課労政金融係0564-23-6214）

認定申請者名		金融機関及び支店名	
	FAX番号		FAX番号

<提出書類の種類>

- ☐ 認定申請書 2枚 ※R6.12.1改正様式であること
- ☐ 減少率計算書の基礎 1枚 ※①金融機関又は税理士の訂正印可 ※②R6.12.1改正様式であること
- ☐ 法人税の確定申告書（法人）又は確定申告書（個人）（直近1年度分＋前年以前と比較する場合は該当月の記載がある対象年度分）（写）

* 確定申告書は以下の部分のみを提出してください。

- <法人税の確定申告書（法人）>
- ・別表1「各事業年度の所得に係る申告書」（1枚） ・法人事業概況説明書（両面）
 - ・決算書（決算報告書表紙から個別注記表まで）
- <確定申告書（個人）>
- ・第1表（確定申告書）（1枚） ・営業所得内訳書（月別売上記載頁を含む。）
 - ・不動産所得内訳書（ある場合のみ、月別売上記載頁を含む。）

- ☐ 商業登記簿謄本（写）又は原本 （申請日から6か月以内発行のもの・インターネット登記は不可）
- ☐ 日本標準産業分類の該当業種のインターネットページを印刷したもの及び事業内容がわかるもの（5号認定の場合のみ）

日本標準産業分類業種検索画面Webページ（<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）

- ☐ 売上疎明資料（原本）※金融機関又は税理士の訂正印可

<令和7年12月・令和8年1・2月>

- ・試算表（月毎の損益計算書）又は日毎や受注先毎等の内訳のある資料に内容証明（下欄）をしたもの
- ※利益率要件（ハ-①、②）の場合は、上記以外の月も試算表必須。前年比較の場合は、直近3か月、前年度同期期の2年度分。前年以前比較の場合は、上記に前年以前同期を加えた3年度分。兼業の場合は、事業毎に試算表が必要。

<上記以外の月>

- ・試算表（月毎の損益計算書）
- ・法人税確定申告書の法人事業概況説明書又は個人確定申告書の営業所得・不動産所得内訳書

疎明資料の余白に「（例）〇月分の売上はこの書類の内容で相違ありません。」等と記載し、住所・名前・代表者名（法人のみ）を記入したうえで押印をしてください。資料が複数枚になる場合は、割り印を押す等、一連の資料であることを明確にしてください。押印をする方は認定申請者、税理士、委任を受けた金融機関支店のいずれかとなります。（金融機関の場合は、住所・金融機関名・支店名を記入し、金融機関支店の印を押印してください。また、税理士の場合は日毎又は受注先毎の内訳は不要です。）

なお、認定申請者が内容証明した売上疎明資料を金融機関又は税理士の訂正印で修正することも可能です。修正する場合は、認定申請者の内容証明と併せて金融機関又は税理士の内容証明も行ってください。

ただし、利益率要件（ハ）を利用の場合は、試算表のみとし、該当月であっても内容証明をしたものは疎明資料として扱えません。指定事業と非指定事業を兼業している場合は、それぞれの事業ごとの売上高営業利益率の把握が必要であり、事業毎の試算表を用意いただく必要があります。

（※認定申請者及び金融機関の証明可能期間は原則令和7年12月・令和8年1・2月分のみです。）

<2ページ目、「内容の確認項目」に続きます。>

セーフティネット5号認定チェック表

令和8年3月

迅速な認定書発行のため、確実なチェックをお願いいたします。（判断に迷う場合は事前にお問合せください。）
(問い合わせ先：岡崎市商工労政課労政金融係0564-23-6214)

＜内容の確認項目＞

●全体

- ☐ 様式及び売上月は正しいものを使用していますか。
(やむを得ない事情がある場合は記入してください。：)

■3月の様式及び売上月

認定区分		様式	売上月
5号	売上高要件	5号イー①、イー②	令和7年10月～令和8年2月の直近の3月
	利益率要件	5号ハー①、ハー②	

■【参考】2月の様式及び売上月

認定区分		様式	売上月
5号	売上高要件	5号イー①、イー②	令和7年9月～令和8年1月までの直近の3月
	利益率要件	5号ハー①、ハー②	

※様式はR6.12.1改正様式（最近3か月の実績売上高）を使用してください。

●認定申請書

- ☐ 事業開始年月日には創業の日又は設立登記日（謄本と一致）が記入されていますか。
- ☐ 各書類から、認定申請書への転記に間違いはありませんか。
- ☐ 外的要因及び増加している費用が記入されていますか。（利益率要件（ハ）のみ）

●減少率計算書の基礎等、売上疎明資料、確定申告書

- ☐ 減少率計算書の基礎等への転記に間違いはありませんか。（原資料と異なる端数処理は不可とします。）
- ☐ 「売上に計上するタイミング」は決算と同じですか。（現金の動きとは異なる場合がありますのでご注意ください。）
- ☐ 消費税を含めて計算した資料と消費税を含めずに計算した資料が混在していませんか。
- ☐ 売上高等は、主たる売上以外の少額売上（不動産等）も含めたものとなっていますか。
- ☐ 試算表と概況書の月毎売上額は一致していますか。
- ☐ 減少率計算書の基礎等の「連絡先」欄に金融機関担当者名及び連絡先が記入されていますか。
- ☐ 減少率計算書の基礎等の「委任状」欄に金融機関名及び支店名が記入されていますか。

ありがとうございました。内容のチェックは以上となります。このチェック表も合わせて窓口にご提出ください。